証券コード 7782 2020年3月12日

株主各位

東京都中央区日本橋箱崎町30番1号 株式会社シンシア 代表取締役執行役員社長 中村 研

第12回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第12回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年3月27日(金曜日)午後5時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬具

記

- **1. 日 時** 2020年3月30日(月曜日)午前10時(受付開始午前9時30分)

T-CATホール 1 階

(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

3. 目的事項

報告事項

- 1. 第12期(2019年1月1日から2019年12月31日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 2. 第12期 (2019年1月1日から2019年12月31日まで) 計算書類報告の 件

決議事項

第1号議案 剰余金処分の件

第2号議案 取締役4名選任の件

第3号議案 監査役3名選任の件

以上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
- ◎株主総会にご出席の株主の皆様へのお土産はご用意いたしておりません。何卒ご理解いただきますようお願い申しあげます。
- ◎本招集ご通知に際して提要すべき書類のうち、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」 及び「連結注記表」、計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきまして は、法令及び定款の規定に基づき、当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本提供書面に は記載しておりません。
- ◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
 - ※当社ウェブサイト https://www.sincere-vision.com

(提供書面)

<u>事業報告</u> (2019年1月1日から) (2019年12月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、雇用・所得環境の改善による個人消費の持ち直しや企業収益が底堅く推移するなど緩やかな回復基調で推移しております。一方、世界情勢は、米中貿易摩擦の長期化、中国経済の先行き、英国のEU離脱等の海外経済の動向や金融資本市場の変動による影響などが懸念されており、依然として不透明な状況が続いております。

コンタクトレンズ業界におきましては、急速な少子高齢化に伴う人口減少が進んでいるものの、1日使い捨てタイプコンタクトレンズへのニーズのシフトが継続していることや近視人口の急激な増加・若年化が進んでいること、また、カラーコンタクトレンズ市場の拡大等もあり、コンタクトレンズ市場全体は緩やかながら成長基調にあるものと推測しております。しかしながら、価格、販路、広告戦略等々における各メーカー間の販売促進活動が激化しており、当社を取り巻く競争環境は厳しい状況が継続しております。

このような状況の中での当社グループの状況は、競合メーカーとの価格競争が激化していることなどにより、当社カラーコンタクトレンズの販売が計画通りに進みませんでした。一方、2019年2月に販売を開始したシリコーンハイドロゲル素材コンタクトレンズ「SINCERE 1DAY S」は、概ね期初の想定どおりに推移いたしました。

この結果、売上高は4,368,728千円(前連結会計年度比4.4%増)となり、営業利益143,872千円(同1014.1%増)、経常利益152,241千円(同478.2%増)、親会社株主に帰属する当期純利益76.313千円(同381.6%増)となりました。

- ② 設備投資の状況 特記すべき事項はありません。
- ③ 資金調達の状況 特記すべき事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

	区	分	第 9 期 (2016年12月期)	第 10 期 (2017年12月期)	第 11 期 (2018年12月期)	第 12 期 (当連結会計年度) (2019年12月期)
売	上	高(千円)	4,921,056	4,343,330	4,182,972	4,368,728
経	常 利	益(千円)	266,301	339,582	26,328	152,241
親会する	社株主に 当期純	帰属(千円) 利益(千円)	169,528	219,182	15,846	76,313
1株	当たり当期約	純利益 (円)	29.76	32.60	2.37	12.29
総	資	産(千円)	2,848,522	3,112,019	2,656,295	2,881,701
純	資	産(千円)	2,026,213	2,333,360	1,828,702	1,887,726
1 株	当たり純資	資産額 (円)	309.92	340.03	294.47	304.08

(注) 2016年9月8日付で普通株式1株につき100株、2017年3月16日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。第9期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

② 当社の財産及び損益の状況

	区 分		第 9 期 (2016年12月期)	第 10 期 (2017年12月期)	第 11 期 (2018年12月期)	第 12 期 (当事業年度) (2019年12月期)
売	上	高(千円)	4,652,121	4,051,674	3,899,762	4,145,623
経	常和	划 益(千円)	237,598	313,670	44,492	131,255
当	期純	利 益(千円)	148,210	196,333	42,300	60,766
1 档	k当たり当其	期純利益 (円)	26.02	29.21	6.33	9.79
総	資	産(千円)	2,761,629	2,990,369	2,555,965	2,739,593
純	資	産(千円)	1,989,044	2,271,260	1,794,674	1,839,274
1 杉	株当たり純	道資産額 (円)	304.23	330.98	288.98	296.27

(注) 2016年9月8日付で普通株式1株につき100株、2017年3月16日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。第9期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社に対する 議 決 権 比 率	当 社 と の 関 係
株 式 会 社 キャピタルメディカ	1,355,500千円	65.2%	販売、仕入れ等の取引はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
Sincere Vision Co., Ltd.	100,000HKD	100.0%	コンタクトレンズの卸販売
新 視 野 光 學 股 份 有 限 公 司	2,000,000TWD	100.0	コンタクトレンズの卸販売
株 式 会 社 カラコンワークス	9,900千円	100.0	コンタクトレンズの通信販売

(4) 対処すべき課題

当社グループは、対処すべき課題として以下の施策に取り組んでまいります。

① 商品開発力の強化

中長期的には、日本国内の少子高齢化が加速することは必定であり、コンタクトレンズ ユーザーの主要部分を占める若年層が減少することは否めず、コンタクトレンズメーカー 各社の競争が激化することが想定されます。

このような状況で企業として勝ち残っていくためには、新素材を活用した、より高機能で良好な装用感を得られるコンタクトレンズの開発、細分化するニーズを着実に捉えた商品スペック、デザインの整備が必要であります。

当社グループは、変化する市場への対応力強化や将来の競争力強化のため、商品開発力の強化に努めてまいります。

② 人材の確保

当社は高度管理医療機器であるコンタクトレンズ製造販売会社であり、かつ、最終消費者の方々のニーズが目まぐるしく変化する美容という分野に属するカラーコンタクトレンズを扱い、経営戦略上、幅広い販売チャネル展開を実施しているため、高度管理医療機器に関する専門人材、最終消費者の方々のニーズを的確に捉える人材、各販売チャネルに精通した営業人材等、多種多様な優秀な人材の確保に努めてまいります。

③ 当社ブランド商品の知名度向上

「ひとみに、誠実に」の企業理念の下、更なる品質向上に努め、販売チャネルごとの販促活動戦略により、当社ブランド商品の知名度向上を図ることが必要であると考えております。当社ブランド商品の知名度向上は、お客様の当社ブランド商品への信頼性を高め、大手企業と連携した事業展開を有利に進め、当社グループを支える優秀な人材確保に寄与するものと考えております。

④ 海外事業展開の強化

当社グループの更なる発展のためには海外売上高の伸長が不可欠であると考えております。当社は2013年から香港、台湾、2014年よりタイ、マレーシアへ当社サークルレンズ、カラーコンタクトレンズの販売事業を中心に展開しております。

今後も、アジア各国を中心に海外事業展開の強化を図り、売上及び利益の拡大に努めて まいります。

⑤ 内部管理体制の強化

当社グループは、更なる事業拡大を推進し、企業価値を向上させるためには、内部管理体制を強化していくことが重要な課題であると認識しております。

「財務報告に係る内部統制報告制度」への対応の充実に努め、内部統制の充実及び強化を図っております。

⑥ コンプライアンス経営体制の強化

当社グループは、コンプライアンス経営に徹することの重要性を認識し、定期的にコンプライアンス委員会を開催しております。更に、必要に応じた社内教育を継続して実施するとともに、監査機能の充実を図るために、内部監査担当、監査役会及び会計監査人との連携を強化してまいります。

(5) 主要な事業内容(2019年12月31日現在)

当社は、コンタクトレンズの製造並びにコンタクトレンズ小売販売店及び代理店(一次・二次)に対しての卸販売並びに当該業務に付帯関連する事業を営んでおります。

(6) 主要な営業所及び工場 (2019年12月31日現在)

① 当社

東京都中央区で事業展開しております。

② 子会社

東京都中央区のほか、香港(上環禧利街)、台湾(高雄市)で事業展開しております。

(7) 使用人の状況 (2019年12月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
43名	2名減

(注) 使用人数には契約社員を含み、臨時従業員は含んでおりません。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
39名	1名増	45.1歳	6.4年

(注) 使用人数には契約社員を含み、臨時従業員は含んでおりません。

(8) 主要な借入先の状況 (2019年12月31日現在)

	借	,	入	先			借	入	額
朝	\Box	信	用	金	庫				255,000千円
株	式 会	社	みず	ほ 銀	行				200,000千円

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2019年12月31日現在)

① 発行可能株式総数

24,000,000株

② 発行済株式の総数

6,862,200株

③ 株主数

2,551名

④ 大株主

株	主 名	持 株 数	持 株 比 率
株式会社キャ	, ピタルメディカ	4,050,000株	65.2%
中 村	研	166,700	2.7
新井	計	142,200	2.3
JPモルガ	ン証券株式会社	70,330	1.1
日本マスタートラスト	信託銀行株式会社(信託口)	66,900	1.1
日本トラスティ・サービ	ス信託銀行株式会社(信託口5)	56,700	0.9
日本トラスティ・サービ	`ス信託銀行株式会社(信託口)	51,100	0.8
萩原	集 人	40,000	0.6
新井	郁子	37,400	0.6
日本トラスティ・サービ	ス信託銀行株式会社(信託口1)	33,400	0.5

⁽注) 1.当社は、自己株式を654,140株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。 2.持株比率は自己株式を控除して計算しております。

⑤ その他株式に関する重要な事項 該当事項はありません。

(2) 新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

				第 1 回 新 株 予 約 権
発	行	決議	В	2014年3月28日
新	株 予	約 権	の数	200個
新株	株 予 約 権 式 の	の 目 的 種 類	と な る と 数	普通株式 60,000株 (新株予約権1個につき300株)
新	株 予 約	権の払っ	金額	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新規	株 予 約 権 の 行 f 産	使 に 際 し て 出 の 価	資 さ れ る 額	新株予約権1個当たり 50,100円 (1株当たり 167円)
権	利 行	使	期間	2016年 3 月29日から 2024年 3 月27日まで
行	使	の 条	件	(注)
役保	員 の 別	取 締 (社 外 取 締 役	役 没を除く)	新株予約権の数 200個 目的となる株式数 60,000株 保有者数 1名

- (注) イ. 新株予約権者は、権利行使時において、当社の役員(取締役及び監査役)及び従業員の地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任又は定年退職した場合、あるいは当社が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
 - 口. 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権者の権利行使は認めないものとする。
 - ハ. 当社の普通株式が、いずれかの金融商品取引所に上場されていなければならない。
 - ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況 該当事項はありません。
 - ③ その他の新株予約権等の状況 該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況(2019年12月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役	中村 研	執行役員社長 ㈱カラコンワークス代表取締役 Sincere Vision Co., Ltd. Director 新視野光學股份有限公司董事 SINCERE LENS SDN.BHD.Director Sincere Vision (Thailand) Co.,Ltd.Director
取 締 役	荒井慎一	執行役員管理部長 新視野光學股份有限公司董事
取 締 役	國 吉 歩	フォレストウォーク法律事務所代表弁護士 ㈱グッドアイズ建築検査機構 監視委員会委員
取 締 役	小川宏	山﨑総合法律事務所パートナー 医療法人社団遼山会理事 東京家庭裁判所調停委員
常勤監査役	中 本 義 人	
監 査 役	今 井 良 明	今井公認会計士事務所所長 ハウスコム㈱社外監査役 グランツ税理士法人代表社員
監 査 役	加瀬豊	加瀬公認会計士事務所所長 ㈱オーバル社外取締役(監査等委員) ㈱ヒトクセ社外監査役

- (注) 1. 取締役國吉歩氏及び取締役小川宏氏は、社外取締役であります。
 - 2. 常勤監査役中本義人氏、監査役今井良明氏及び監査役加瀨豊氏は、社外監査役であります。
 - 3. 監査役今井良明氏及び監査役加瀬豊氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 - 4. 当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 - 5. 当社は執行役員制度を導入しております。取締役兼任者を除く2019年12月31日現在の執行役員は以下のとおりであります。

	会社にお	ける地	位	氏	名	担	当
執	行	役	員	新保	良央	第一営業部長	
執	行	役	員	近藤	貴 子	薬務部長	

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、取締役國吉歩氏、取締役小川宏氏、常勤監 査役中本義人氏、監査役今井良明氏及び監査役加瀬豊氏につきましては会社法第425条第 1項に定める額としております。

③ 取締役及び監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

X	分	員	数	報酬等の額
取 締 (うち社外取)	役 締 役)		4名 (2)	30,000千円 (2,400)
監 査 (う ち 社 外 監 :	役 査 役)		3 (3)	7,800 (7,800)
合 (う ち 社 外 名	計 3 員)		7 (5)	37,800 (10,200)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 - 2. 取締役の報酬限度額は、2015年3月26日開催の第7回定時株主総会において、年額100,000千円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。
 - 3. 監査役の報酬限度額は、2015年3月26日開催の第7回定時株主総会において、年額50,000千円以内と決議いただいております。

④ 社外役員に関する事項

- イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
 - ・取締役國吉歩氏は、フォレストウォーク法律事務所の代表弁護士及び株式会社グッド アイズ建築検査機構の監視委員会委員であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
 - ・取締役小川宏氏は、山﨑総合法律事務所のパートナー、医療法人社団遼山会の理事及 び東京家庭裁判所の調停委員であります。当社と兼職先との間には特別の関係はあり ません。
 - ・監査役今井良明氏は、今井公認会計士事務所の所長、ハウスコム株式会社の社外監査 役及びグランツ税理士法人の代表社員であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
 - ・監査役加瀬豊氏は、加瀬公認会計士事務所の所長、株式会社オーバルの社外取締役 (監査等委員)及び株式会社ヒトクセの社外監査役であります。当社と兼職先との間 には特別の関係はありません。

口. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況
取締役 國 吉 歩	当事業年度に開催された取締役会19回の全てに出席し、弁護士としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、適宜発言を行っております。
取締役 小川 宏	当事業年度に開催された取締役会19回の全てに出席し、弁護士としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、適宜発言を行っております。
監査役 中本義人	当事業年度に開催された取締役会19回及び監査役会13回の全てに 出席し、金融機関における長年の経験、さらに、他社の取締役と しての豊富な経験・知識に基づき、適宜発言を行っております。
監査役 今 井 良 明	当事業年度に開催された取締役会19回及び監査役会13回の全てに 出席し、公認会計士としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、 適宜発言を行っております。
監査役 加瀬 豊	当事業年度に開催された取締役会19回及び監査役会13回の全てに 出席し、公認会計士としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、 適宜発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称

有限責任 あずさ監査法人

② 報酬等の額

		報	酬	等	の	額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額					2	23,750千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財 産上の利益の合計額					2	23,750

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査 の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会 計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
 - 2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
 - ③ 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外の業務を委託しておりません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人有限責任 あずさ監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、 同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。

3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 当社及び子会社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための 体制
 - イ. 取締役は、会社経営に関する重要事項及び業務執行状況を取締役会に報告して情報の 共有化を図り、それに関する意見を交換することにより、取締役会による取締役の業 務執行の監督を充実させる。
 - ロ. 取締役会は、取締役会規則に従い取締役会に付議された議案が十分審議される体制を とり、会社の業務執行に関する意思決定が法令及び定款に適合することを確保する。
 - ハ. 代表取締役は、法令若しくは取締役会から委任された会社の業務執行を行うととも に、取締役会の決定、決議及び社内規程に従い業務を執行する。
 - 二. 取締役を含む役職員が、業務を執行するにあたり遵守すべき行動基準としてコンプライアンス規程を制定する。
 - ホ. 役職員に対して定期的にコンプライアンス研修を実施し、法令及び定款の遵守並びに 浸透を図る。
 - へ. 役職員に対して、他社で発生した重大な不祥事・事故についても、速やかに周知する ほか、必要な教育を実施する。
 - ト.「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」に基づき市民社会の秩序や 安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切の関係を持たず、毅然とした態度 で対応する。
- ② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - イ. 取締役の職務執行に係る文書、その他重要な情報については、法令及び文書管理規程 等社内規程に則り作成、保存、管理する。
 - 口.情報の不正使用及び漏洩の防止のためのシステムを確立し、情報セキュリティ施策を 推進する。

- ③ 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - イ. リスク管理体制を体系的に定めるリスク管理規程を制定する。
 - ロ. リスク管理最高責任者及びリスク管理担当者は、リスクの予防に努めるほか、リスク 管理規程に基づき想定されるリスクに応じた有事の際の迅速かつ適切な情報伝達と緊 急体制を整備する。
 - ハ. 内部監査担当部署は、監査役と連携して、各種リスクの管理状況の監査を実施する。
- ④ 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - イ. 取締役会の決定に基づく業務執行については、業務分掌、職務権限規程において、それぞれの分担を明確にして、職務の執行が効率的に行われることを確保する。
 - ロ. 取締役会は、中期経営計画及び業績目標を設定し、代表取締役及び取締役がその達成 に向けて職務を遂行した成果である実績を管理する。
 - ハ. 取締役会を毎月1回以上開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務の遂行状況について報告を行い、取締役の職務の執行について監視・監督を行う。また、職務の執行が効率的に行われていることを補完するため、経営に関する重要事項について協議する経営会議を毎月1回以上開催する。
- ⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - イ. 使用人を含む役職員が、職務を遂行するにあたり遵守すべき行動指針としてコンプライアンス規程を制定する。
 - ロ. 役職員に対して、定期的にコンプライアンス研修を実施し、法令及び定款の遵守並び に浸透を図る。

- ⑥ 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するため の体制並びに子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
 - イ. 当社の子会社の経営管理については、関係会社管理規程等に基づく報告のもと、その 業務遂行状況を把握し、管理を行うものとする。
 - □. 当社グループの各子会社における監査は、各子会社監査役と当社内部監査担当部署が 連携し実施する。その結果を代表取締役及び監査役に報告する。
 - ハ. 当社は、親会社との間で、上場企業とその親会社としてのお互いの立場を尊重したうえで企業グループとしての業務を適切に行い、その社会的責任を全うするために必要に応じて、親会社に対し、当社の経営情報を提供し、また、親会社の内部監査担当部署との連携も行う。
- ⑦ 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用 人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - イ. 監査役会の承認により、その職務を補助すべき使用人を求めた場合、当該使用人の配置を検討するものとし、具体的な配置にあたっては、その具体的な内容(組織、人数等)を調整し実施する。
 - ロ. 当該使用人は、職務執行にあたっては取締役から独立した立場とし、監査役の指揮命令に基づき職務をする。
 - ハ. 監査役の職務を補助する使用人の人事異動、人事評価、懲戒処分は、監査役会の同意を得る。
- ⑧ 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - イ. 取締役及び使用人は、取締役会等の重要な会議において随時、担当する業務の執行状況について報告を行う。
 - ロ. 取締役及び使用人は、監査役の求めに応じて会社の業務の執行状況について報告する。
 - ハ. 取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見したとき、又は通報を受けたときは、速やかに監査役に報告する。

- ⑨ 当社の監査役へ報告をしたものが当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
 - 当社の監査役へ報告をしたものが報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制を整備する。
- ⑩ 当社の監査役の職務の執行に生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項 当社は、監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- ① その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - イ. 監査役は、代表取締役と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題について意見交換を 行う。
 - ロ. 監査役は、会計監査人と定期的に会合を持ち、意見及び情報の交換を行うとともに、 必要に応じて会計監査人に報告を求める。
 - ハ. 内部監査担当部署は、内部監査規程に則り監査が実施できる体制を整備し、監査役と の相互連携を図る。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

- ① コンプライアンスの徹底を図るため、コンプライアンス委員会が中心となり、コンプライアンスの状況・問題等の把握及び報告、対応策の協議、並びに役職員への教育及び研修を実施いたしました。
- ② 当社の子会社の事業運営状況は、適宜取締役会並びに代表取締役へ報告がなされており、子会社の業務運営、経営管理の適正さを確保しております。
- ③ 内部監査担当者は、年度監査計画に基づき、当社並びに子会社の内部統制の整備・運用 状況をモニタリングし、その監査結果を代表取締役及び監査役会へ適宜報告をしております。
- ④ 監査役会は、監査役相互の情報交換を行うとともに、内部監査担当者から報告を受け、 業務について調査・監査を行いました。
- ⑤ 監査役会は、自ら監査を行うほか、会計監査人及び内部監査担当者と密な連携を図り、 情報交換を行うとともに、内部監査担当者にはその内部監査の結果の報告に関する指示 を行い、会計監査人には適宜その報告の説明を求め、会計に関する監査を行いました。

4. 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、特に定めておりません。

連結貸借対照表

(2019年12月31日現在)

科目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	2,813,720	流 動 負 債	748,975
現 金 及 び 預 金	1,048,927	支払手形及び買掛金	252,466
受取手形及び売掛金	703,759	短 期 借 入 金	200,000
商品	693,850	1年内返済予定の長期借入金	60,000
貯 蔵 品	114,868	未 払 法 人 税 等	72,578
前渡金	1,090	賞 与 引 当 金	9,240
デリバティブ債権	34,246	そ の 他	154,689
外国為替差入証拠金	203,680	固 定 負 債	245,000
その他	59,495	長期借入金	195,000
 貸 倒 引 当 金	△46,198	長期預り保証金	50,000
 固定資産	67,981	負 債 合 計	993,975
 有形固定資産	17,343	(純資産の部)	1 862 700
建物	6,318	株 主 資 本 資 本 金	1,862,790
 工具、器具及び備品	11,024		273,422
無形固定資産	9,753	資本剰余金	353,422
その他	9,753	利 益 剰 余 金	1,647,607
投資その他の資産	40,884	自 己 株 式	△411,662
投資有価証券	0	その他の包括利益累計額	24,935
操延税金資産	13,781	繰延ヘッジ損益	23,760
その他	28,406	為替換算調整勘定	1,174
貸倒引当金	△1,303	純資産合計	1,887,726
資 産 合 計	2,881,701	負 債 純 資 産 合 計	2,881,701

連結損益計算書

		科						金	額
売			上		高	ī			4,368,728
売		上		原	価	i			3,052,709
売		上	総	利	益	i			1,316,018
販	売	費及	びー	般 管	理 費	<u> </u>			1,172,146
営		業		利	益	Ē			143,872
営		業	外	収	益	i			
	受		取		利		息	522	
	゙゚゚゙゙゙゙゙゙゙゙	IJ	バテ	1	ブ 評	価	益	9,581	
	受		取	補	償		金	4,352	
	そ			\mathcal{O}			他	6,586	21,043
営		業	外	費	用				
	支		払		利		息	5,304	
	為		替		差		損	4,080	
	貸	倒	引 🖹	当 金	繰	入	額	2,407	
	そ			\mathcal{O}			他	881	12,674
経		常		利	益	i			152,241
特		別		利	益	i			
	新	株	予	約 権	戻	入	益	628	628
税	金	等	調整	前当		沌 利	益		152,869
法	人	税、	住 民	税及	V, :	事業	税	78,667	
法	,	人	税	等	調	整	額	△2,111	76,555
当		期		純	利		益		76,313
親	会 社	上 株 主	きに 帰	属する	る当期	月純 利	益		76,313

貸借対照表

(2019年12月31日現在)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	2,669,351	流 動 負 債	655,318
現 金 及 び 預 金	965,614	買掛金	185,868
受 取 手 形	9,176	短 期 借 入 金	200,000
売 掛 金	603,532	1年内返済予定の長期借入金	60,000
商品	637,149	未 払 金	97,486
貯 蔵 品	114,868	未 払 費 用	11,298
前渡金	1,090	未払法人税等	65,793
前払費用	18,849	前 受 金	21,611
外国為替差入証拠金	203,680	預りなる	3,529
関係会社短期貸付金	96,027	賞 与 引 当 金 そ の 他	9,240 491
デリバティブ債権	34,246	で り 他 固 定 負 債	245,000
その他	38,482	一般	195,000
貸倒引当金	△53,368	長期預り保証金	50,000
固定資産	70,242	負債合計	900,318
有 形 固 定 資 産	17,050	(純資産の部)	
建物	6,318	株 主 資 本	1,815,513
工具、器具及び備品	10,731	資 本 金	273,422
無形固定資産	9,262	資本 剰余金	353,422
у л ト ウ ェ ア	9,262	資 本 準 備 金	173,422
投資その他の資産	43,929	その他資本剰余金	180,000
関係会社株式	9,900	利益剰余金	1,600,330
操延税金資産	14,185	その他利益剰余金	1,600,330
は	1,303	繰越利益剰余金	1,600,330
長期前払費用	267	自己株式	△411,662
	19,576	評価・換算差額等 繰延へッジ損益	23,760 23,760
	△1,303		1,839,274
資 産 合 計	2,739,593	負 債 純 資 産 合 計	2,739,593

損益計算書

(2019年 1 月 1 日から 2019年12月31日まで**)**

		科							金	額
売			上			高				4,145,623
売		上	:	原	•	価	i			2,919,040
売		上	総	i	利	益	Ē			1,226,583
販	売	費及	び	一 般	管	理費	<u> </u>			1,076,167
営		業		利		益	i			150,416
営		業	外	•	収	益	i			
	受		取	ζ		利		息	3,464	
	デ	IJ			イ ブ			益	9,581	
	受		取		甫	償		金	4,352	
	そ			(カ			他	9,467	26,865
営		業	外		費	用				
	支		払			利		息	5,304	
	為		켵			差		損	5,383	
	貸	倒	引	当	金	繰	入	額	34,455	
	そ				カ			他	881	46,025
経		常		利		益				131,255
特		別.		利		益				
	新	株	予	約	権	戻	入	益	628	628
特		別.		損		失				
	関	係			法			損	6,935	6,935
税				当	期	純	利	益		124,947
法	人			民稅			事業	税	65,552	
法		人	税	等	1		整	額	△1,371	64,180
当		期		純		利		益		60,766

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年2月21日

株式会社シンシア 取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 植草 寛 印 業務執行社員 公認会計士 桂井 4 億 〇

業務執行社員 公認会計士 木村 純一 印

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社シンシアの2019年1月1日から2019年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を 作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作 成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社シンシア及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年2月21日

株式会社シンシア 取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 植草 寛 印 業務執行社員 公認会計士 木村 純一 印 業務執行社員 公認会計士 木村 純一 印

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社シンシアの2019年1月1日から2019年12月31日までの第12期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、2019年1月1日から2019年12月31日までの第12期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

- 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
- (1) 監査役会は監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査担当その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システム に関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果 会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年2月26日

株式会社シンシア 監査役会 常勤社外監査役 中本義人 印 社外監査役 今井良明 印 社外監査役 加瀬 豊 印

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考え、今後の事業展開等も勘案して、以下のとおり第12期の期末配当をいたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類 金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額 当社普通株式 1 株につき金 4 円といたしたいと存じます。 なお、この場合の配当総額は24.832,240円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日 2020年3月31日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役4名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役全員(4名)が任期満了となります。

つきましては、取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番 号	氏	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する 当社の株 式 数
1	节	1997年10月 中央監査法人入所 2001年6月 公認会計士登録 2006年7月 (㈱キャピタルメディカ入社 2008年9月 当社代表取締役社長 2010年6月 (㈱カラコンワークス代表取締役(現任) 2012年7月 Sincere Vision Co., Ltd. Director (現任) 2013年5月 新視野光學股份有限公司董事(現任) 2014年4月 SINCERE LENS SDN.BHD.Director (現任) 2014年5月 Sincere Vision (Thailand) Co.,Ltd.Director (現任) 2016年1月 当社代表取締役執行役員社長(現任)	166,700株
2	競 井 慎 一 (1968年5月14日生)	1991年 4 月 日本ディジタルイクイップメント㈱入社 2001年 1 月 永田会計事務所入所 2003年 4 月 (㈱ゼロン入社 2008年 9 月 (㈱ウトワ(現㈱メルシス)入社 2012年 6 月 当社入社 2013年 6 月 新視野光學股份有限公司監察人 2014年 7 月 当社管理部長 2016年 1 月 当社執行役員管理部長 2016年 7 月 当社取締役執行役員管理部長(現任) 2018年 6 月 新視野光學股份有限公司董事(現任)	12,000株
3	國 吉 歩 (1972年10月22日生)	2000年10月 弁護士登録 2000年10月 法律事務所あすか入所 2005年2月 (㈱メディカルマネジメント研究所(現㈱キャピタルメディカ)監査役 2006年6月 (㈱イントランス社外監査役 2006年6月 (㈱バーテックス リンク(現㈱ストライダーズ)社外監査役 2008年12月 (㈱グッドアイズ建築検査機構監視委員会委員(現任) 2011年1月 フォレストウォーク法律事務所代表弁護士(現任) 2015年12月 当社取締役(現任)	3,000株

候補者番号	党 ダ 名 (生年月日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する 当社の株 式 数
4	小 削 宏 (1967年4月4日生)	2000年10月 弁護士登録 2000年10月 山﨑総合法律事務所入所 2005年10月 山﨑総合法律事務所パートナー(現任) 2014年4月 東京家庭裁判所調停委員(現任) 2015年10月 医療法人社団遼山会理事(現任) 2017年3月 当社取締役(現任)	一株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
 - 2. 國吉歩氏及び小川宏氏は、社外取締役候補者であります。 なお、当社は國吉歩氏及び小川宏氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引 所に届け出ております。
 - 3. 國吉歩氏を社外取締役候補者とした理由は、長年にわたり弁護士としての職務を経験した法律の専門家であり、豊富な経験と見識から当社に対して公正で客観的な経営の監督を遂行いただけるものと判断し、引き続き社外取締役候補者といたしました。なお、同氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。
 - 4. 國吉歩氏の当社社外取締役就任期間は本定時株主総会終結の時をもって4年3ヶ月となります。
 - 5. 小川宏氏を社外取締役候補者とした理由は、長年にわたり弁護士としての職務を経験した法律の専門家であり、豊富な経験と見識から、当社に対して公正で客観的な経営の監督を遂行いただけるものと判断し、引き続き社外取締役候補者といたしました。なお、同氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の
 - 理由により社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。
 - 6. 小川宏氏の当社社外取締役就任期間は本定時株主総会終結の時をもって3年となります。
 - 7. 当社と國吉歩氏及び小川宏氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害 賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項の責任限度額としております。両氏の再任が承認された場合、当社は両氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。

第3号議案 監査役3名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、監査役全員(3名)が任期満了となります。

つきましては、監査役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	芪 " 茗 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する 当社の株 式 数
1	で 本 義 人 (1949年1月2日生)	1973年 4 月 (㈱三和銀行(現㈱三菱UFJ銀行)入行 1994年 6 月 同行九段支店長 1996年 8 月 同行品質管理部長 1997年 2 月 同行札幌支店長 1999年10月 同行東京業務本部審査部 審査役 2001年 4 月 同行与信監査部長 2002年 1 月 (㈱UFJ銀行(現㈱三菱UFJ銀行) 総合監査部部長 兼与信監査室長 2004年 6 月 東洋建設㈱取締役専務執行役員 2015年 3 月 当社監査役(現任)	3,000株
2	学 井 崑 蝟 (1970年3月15日生)	1997年10月 中央監査法人入所 2001年6月 公認会計士登録 2007年8月 今井公認会計士事務所開設(現任) 2007年9月 ハウスコム㈱社外監査役(現任) 2009年9月 税理士登録 2015年9月 グランツ税理士法人代表社員(現任) 2016年3月 当社監査役(現任)	一株
3	加 瀬 豊 (1972年5月17日生)	1996年10月 監査法人トーマツ (現有限責任監査法人トーマッ) 入所 2000年4月 公認会計士登録 2006年7月 加瀬公認会計士事務所開設 (現任) 2014年8月 税理士登録 2015年6月 (㈱オーバル社外取締役 2016年3月 当社監査役 (現任) 2016年6月 (㈱オーバル社外取締役 (監査等委員) (現任) 2018年9月 (㈱ヒトクセ社外監査役 (現任)	一株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
 - 2. 中本義人氏、今井良明氏及び加瀬豊氏は、社外監査役候補者であります。 なお、当社は中本義人氏、今井良明氏及び加瀬豊氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として 指定し、同取引所に届け出ております。
 - 3. 中本義人氏を社外監査役候補者とした理由は、金融機関における長年の経験、さらに、他社の取締役としての豊富な経験・知識を有していることから、引き続き社外監査役候補者といたしました。
 - 4. 中本義人氏の当社社外監査役就任期間は本定時株主総会終結の時をもって5年となります。

- 5. 今井良明氏を社外監査役候補者とした理由は、公認会計士、税理士としての職務を経験した会計、税務の専門家であり、財務・会計等の見識を十分に有していることから、引き続き社外監査役候補者といたしました。
- 6. 今井良明氏の当社社外監査役就任期間は本定時株主総会終結の時をもって4年となります。
- 7. 加瀬豊氏を社外監査役候補者とした理由は、公認会計士、税理士としての職務を経験した会計、税務の専門家であり、財務・会計等の見識を十分に有していることから、引き続き社外監査役候補者といたしました。
- 8. 加瀬豊氏の当社社外監査役就任期間は本定時株主総会終結の時をもって4年となります。
- 9. 当社と中本義人氏、今井良明氏及び加瀬豊氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項の責任限度額としております。3氏の再任が承認された場合、当社は3氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。

以上

〈メーモー欄〉		

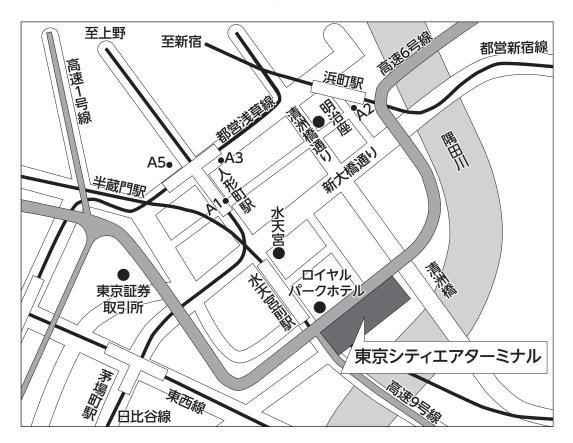
〈メーモー欄〉		

〈メーモー欄〉		

株主総会会場ご案内図

会場:東京都中央区日本橋箱崎町42番1号

T-CATホール 1 階



交通 地下鉄半蔵門線水天宮前駅 1a出口より直結 地下鉄日比谷線人形町駅

A1出口より徒歩約5分 地下鉄都営浅草線人形町駅 A3・A5出口より徒歩約7分 地下鉄都営新宿線浜町駅 A2出口より徒歩約10分